

令和6年4月22日
(2024年)

市内指定居宅介護支援事業所 管理者 様
市内指定介護予防支援事業所 管理者 様
市内指定予防専門型訪問サービス事業所 管理者 様
市内指定家事援助限定型訪問サービス事業所 管理者 様
市内指定予防専門型通所サービス事業所 管理者 様

西宮市高齢介護課長

総合事業におけるサービスコードの改定について（通知）

平素より、本市介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市においては、令和6年4月1日より、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業において、報酬改定を行います。これに伴い、サービスコードを改定しましたので、お知らせします。

サービスコードの改定に伴い、サービスコードマスタを更新しておりますので、本市ホームページよりダウンロードをして、取り込んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 改定内容（主な内容は以下のとおり）

(1) 基本単位数の引き上げ

サービス種類	～令和6年3月	令和6年4月～
介護予防ケアマネジメント	438単位	442単位
予防専門型通所サービス	要支援1・事業対象者 1, 672単位	要支援1・事業対象者 1, 798単位
	要支援2 3, 428単位	要支援2 3, 621単位

(2) サービス内容略称の変更および加算の創設、変更等

変更内容については、サービスコード表（赤字部分）をご確認ください。

2. サービスコードマスタの取り込み方法 本市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/kaigojigyo/tetsuzuki/jigyo-kaigoyobo.html>

以上

<お問合せ先>

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市 介護保険課 給付・適正化チーム
電話：0798-35-3048